

## 公園利用ルールの試行について

区立公園・児童遊園・遊び場（以下、公園という）は多世代の方が様々な目的で利用されることから、多くのご要望をいただきます。この度、利用ルールについて寄せられる要望のうち、頻度の高い5項目について、公園利用者アンケート等をもとにルールの見直しを進め、次の通り試行いたしますのでご報告します。

### 1. 公園利用者アンケート等の実施概要

|             | 実施期間            | 人数   | 資料番号 |
|-------------|-----------------|------|------|
| アンケート（全体）   | 令和6年1月15日～1月31日 | 288人 | 資料1  |
| アンケート(子ども用) | 令和6年1月25日～2月22日 | 672人 | 資料1  |
| 聴くわ・ミーティング  | 令和6年3月23日       | 37人  | 資料2  |

### 2. 公園利用ルールの現状と試行内容

|         | 現状                                    |                       | 試行  |                                      |
|---------|---------------------------------------|-----------------------|---|--------------------------------------|
|         | 基本ルール                                 | 対象公園                  | 基本ルール   | 対象公園                                 |
| 喫煙      | 可                                     | すべて<br>・杉並児童交通公園を除く   | 不可  | すべて<br>・分煙施設除く                       |
| 犬の連れ込み  | 不可                                    | すべて<br>・管理事務所のある公園を除く | 不可  | すべて<br>・管理事務所のある公園および桃園川緑道、馬橋児童遊園は除く |
| ボール等の利用 | 不可<br>・球戯場でのボール利用、幼児の柔らかいボール利用は可      | すべて                   | 条件付き可<br>・球戯場でのボール利用、小学校低学年までの柔らかいボール利用<br>・広場で一人で行うボールを使った練習             | すべて                                  |
|         |                                       |                       | ・安全確保が可能で、大きな音がせず、長時間占有しないスポーツ玩具  |                                      |
| 自転車     | 不可                                    | すべて                   | 条件付き可<br>・乗るための練習（保護者付き添い）  | すべて                                  |
| 花火      | 不可<br>・青少年育成目的で任意の団体が占有申請すれば、夏休み期間中は可 | すべて<br>・一部公園を除く       | 条件付き可<br>・夏季(7～8月 18-20時)<br>・手持ち花火<br>・小人数（大人を含む5名程度）は自由<br>・団体は申出(30人迄) | 特定の公園<br>・約40公園                      |

※他の公園利用者や近隣住民への安全性や音などについて配慮し、利用者同士が譲り合って利用することが原則

※施設の性質上、大田黒公園・角川庭園・荻外荘公園は各項目とも不可を基本とする

### 3. 試行ルールの周知方法

広報すぎなみ、区 HP、現地掲示、小中学校・幼稚園・保育園へのチラシ配布

### 4. その他（施設運用の見直し）

水遊び場の運用について、昨今の気象状況や区民要望を考慮し運用時間を変更する。

| 変更前                         | 変更後                                  |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| 午前 10 時～午後 4 時<br>(7 月～8 月) | 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分<br>(7 月～8 月) |

※変更後より期間・時間とも長く運用している蚕糸の森公園、馬橋公園、井草森公園、桃井原っぱ公園は除く

### 5. 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 7 月 試行開始

試行についてのアンケート実施（～12 月）

令和 7 年 3 月 アンケート結果・実施内容（または新たな試行内容）の公表

令和 7 年 4 月 実施（または新たな試行）